

《建設工事共同企業体に関するQ & A》

Q 1

建設工事共同企業体の種類にはどのようなものがあるか。

A：特定建設工事共同企業体（以後「特定JV」と表記。）及び経常建設共同企業体（以後「経常JV」と表記。）があります。

（以下、「建設工事共同企業体運用基準（H13 建情第 2289 号 農政部長、水産林務部長、建設部長通達）」（以後「運用基準」と表記。）参考）

○特定JV

大規模で技術的難易度の高い工事で、条件付一般競争入札及び予定価格の額が3億円以上の制限付一般競争入札に付する工事が対象（対象工事ごとに自主結成）

○経常JV（甲型・乙型）

予定価格の額が3億円未満の制限付一般競争入札及び指名競争入札に付する工事のうち、適正な規模の工事が対象（資格の種類・登録機関ごとに一定期間有資格者として登録される。）

その他詳細については別途 HP掲載の「建設工事共同企業体運用基準」「建設工事共同企業体の取扱いについて」をご確認ください。

また、工事によっては共同企業体を活用しない場合もありますので、共同企業体として参加可能かどうかは希望する工事の入札公告をご確認ください。

Q 2

経常JVの組合せは、どのようになるのか。

A：経常JVの組合せについては、次のとおりです。

（1）A1等級に格付される経常JV（一般土木のみ）

(A1+A1)、(A1+A2)、(A2+A2)

(A1+A1+A1)、(A1+A1+A2)、(A1+A2+A2)、(A2+A2+A2)

（2）A2等級に格付される経常JV（一般土木のみ）

(A2+A2)、(A2+B)、(B+B)

(A2+A2+A2)、(A2+A2+B)、(A2+B+B)、(B+B+B)

（3）A等級に格付される経常JV（一般土木以外）

(A+A)、(A+B)、(B+B)

(A+A+A)、(A+A+B)、(A+B+B)、(B+B+B)

（4）B等級に格付される経常JV

(B+B)、(B+C)、(C+C)

(B+B+B)、(B+B+C)、(B+C+C)、(C+C+C)

Q 3

一般土木工事に係る特定JVの格付等に関する要件は、どのように設定されるのか。

A：特定JVの格付等に関する要件は、A等級に格付された者同士の組合せであり、かつ、構成員の1者以上はA1に区分されていることを要件としています。

Q 4

一般土木工事に係る経常JVの格付等に関する要件は、どのように設定されるのか。

A：経常JVの格付等に関する要件は、原則として次のとおり設定します。

(以下、「一般土木工事に係る建設工事共同企業体の入札参加資格要件の設定について（H22.12.20 建情第975号 建設部長通達）」参考)

(1) 予定価格の額が2億5千万円以上（3億円未満）の場合

「A1等級に格付されていること」

「すべての構成員は、道内に主たる営業所を有する者であること。ただし、A2区分同士で構成しA1等級に格付された共同企業体については、すべての構成員は施工場所が存する総合振興局等管内（又は近隣の総合振興局等管内）に主たる営業所を有していること」

※令和3年4月1日以降公告の工事より、A2区分同士で構成したA1等級の共同企業体の参加要件（上記赤字部分）が追加されましたのでご注意ください。

(2) 予定価格の額が1億円以上2億5千万円未満の場合

「A1等級又はA2等級に格付されていること」

① A1等級に格付された経常JV

「構成員の1者以上は、施工場所の存する総合振興局等管内（又は近隣の総合振興局等管内）に主たる営業所を有する者であること」

② A2等級に格付された経常JV

「すべての構成員は、施工場所の存する総合振興局等管内（又は近隣の総合振興局等管内）に主たる営業所を有する者であること」

(3) 予定価格の額が7,000万円以上1億円未満の場合

「A2等級に格付されていること」

「すべての構成員は、施工場所の存する総合振興局等管内（又は近隣の総合振興局等管内）に主たる営業所を有する者であること」

(4) 予定価格の額が3,500万円以上7,000万円未満の場合

「B等級に格付されていること」

「すべての構成員は、施工場所の存する総合振興局等管内（又は近隣の総合振興局等管内）に主たる営業所を有する者であること」(※)

※工事の難易度などにより「すべての構成員は、施工場所の存する市町村管内（又は近隣の市町村管内）に主たる営業所を有する者であること」となる場合があります

(5) 予定価格の額が3,500万円未満の場合

最下位等級（C等級）の対象工事は、活用しません

その他詳しい参加要件については、希望する工事の入札公告をご確認ください。

Q 5

予定価格2億5千万円以上の工事で新たに追加された参加要件について、組合せの具体的な例を示してほしい。

A：予定価格2億5千万円以上の一般土木工事で参加が認められる場合・認められない場合は主に次のとおりです。（以下で示す構成員はすべて道内に主たる営業所を有していることとします）

○参加が認められる場合

A 1（管内）+ A 1（管内） A 1（管内）+ A 1（管外） A 1（管外）+ A 1（管外）
A 1（管内）+ A 2（管内） A 1（管内）+ A 2（管外） A 1（管外）+ A 2（管内）
A 1（管外）+ A 2（管外） **A 2（管内）+ A 2（管内）** など

○参加が認められない場合

A 2（管内）+ A 2（管外） A 2（管外）+ A 2（管外） など

上記赤字部分がA 2区分同士でA 1等級に格付された組合せとなり、すべての構成員が管内に主たる営業所を有していない場合は予定価格2億5千万円以上の工事には参加できません。

なお、それ以外の価格帯の参加要件については従来どおりの取扱いとなります。

Q 6

経常JVで施工していた工事が年度繰越となった場合、新たに資格審査を受ける必要はあるのか。

A：必要ありません。

資格審査は当該年度に執行される入札に参加するために必要なものであり、工事が次年度に繰り越す場合でも、新たに資格審査を受ける必要はありません。

なお、次年度に当該JVで入札参加を希望する場合は、資格審査申請が必要となります。

Q 7

代表構成員の要件について示してほしい。

A：特定JVと経常JVの取扱いはそれぞれ以下のとおりです。

○特定JV

代表者は、次の二つの要件を満たす必要があります。ただし、乙型の場合を除きます。

- ① 出資比率が構成員中最大であること。
- ② 最大の施工能力を有する者（※）とする。ただし、予定価格の額が5億円未満である場合にはこの限りではない。

※最大の施工能力を有する者とは、競争入札参加資格審査時に算定した客観的要素の評点数値が最も高い者を指します。ただし、この数値の格差が僅少であり、構成員間の施工能力が近接していると判断される場合に限り、評点数値が最も高い者の数値の10%の範囲で、構成員による自主的な代表者の選出をすることができます。

○経常JV

代表者の要件はありません。構成員による自主的な代表者の選出を行ってください。

Q 8

指名停止を受けた者を共同企業体の構成員とできるのか。

A：特定JVと経常JVの取扱いはそれぞれ以下のとおりです。

○特定JV

運用基準2（5）イにおいて、全ての構成員の要件として、対象工事の競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止を受けていないこと、と定めています。よって、指名停止中の者を構成員とすることはできません。

○経常JV

結成及び資格審査を受けることは可能です。ただし、特定JV同様、入札参加資格要件として構成員に指名停止期間中の者がいないことを定めていますので、当該構成員が指名停止期間中は入札に参加することができません。